

山形県子育て推進部所管県立入所施設事故等公表基準

1 目的

子育て推進部所管の県立入所施設において発生した事故等について公表することにより、県民に対する説明責任を果たすとともに、子ども等を預かる他の類似施設に対する注意喚起や再発防止の周知徹底を図ることを目的とする。

なお、入所者は様々な事情を抱え対象施設へ入所している背景を踏まえ、事故等に関する情報が、入所者の将来に影響を与えることのないよう、公表にあたり、本人や家族のプライバシーや人権に十分な配慮を行うものとする。

2 対象施設

- ・中央児童相談所一時保護所
- ・庄内児童相談所一時保護所
- ・婦人相談所一時保護所
- ・婦人保護施設 金谷寮
- ・鶴岡乳児院
- ・朝日学園

3 対象事案及びレベル

入所者の死亡事案及び入所者の負傷や疾病を伴う事故等（以下「事故等」という。）を対象とし、以下のとおり分類する。

区分	内 容 (搬送された病院等の診断による)
レベル3	死亡（事故等に起因しない疾患の自然経過によるものを除く）
レベル2	搬送時点で意識不明（人工呼吸器をつける、集中治療室に入るなど）の状態など、生命の危険が切迫している重篤な状態にあるもの
レベル1	生命の危険を伴わないなど、レベル2、レベル3に該当しない状態にあるもの

4 公表の基準

- (1) レベル2～3に相当する事故等については、速やかに公表する。
- (2) レベル1に相当し、社会的に関心の高いものや社会的に重大な影響を与えるもの、他の類似施設に対する注意喚起や再発防止等の周知徹底を図る必要があるもの等、県民に知らせる公益上の必要性がある事故等については、速やかに公表する。

5 公表の内容

- (1) 事故等の概要（日時、施設名、状況、原因）
- (2) 入所者の区分
 - ・乳 児（1歳未満の者）
 - ・幼 児（1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
 - ・小学生
 - ・中学生
 - ・中学校卒業者以上（例：高校生、10代、20代など）
- (3) 上記(1)、(2)を公表することで個人が特定される恐れがある場合は、内容の一部を公表しないことができるものとする。

6 公表の手続き

公表にあたっては、事前に本人や家族に公表内容を提示して説明し、可能な限り同意が得られるよう努めるものとする。

なお、プライバシーや人権にも十分配慮しながら実施するものとする。

7 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 30 年 3 月 19 日から実施する。